

厚生労働省発薬食 0420 第 64 号
平成 24 年 4 月 20 日

薬事・食品衛生審議会会長
望月 正隆 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子

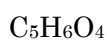
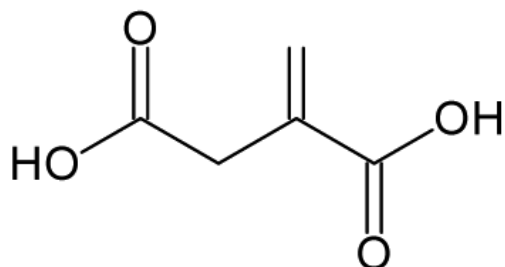
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

2-メチリデンプタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

2-メチリデンプタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について



CAS No. : 97-65-4

名称	(英 語 名)	2-Methyliden butanedioic acid、Methylenesuccinic acid
	(日本語名)	2-メチリデンプタン二酸
	(別 名)	メチレンコハク酸 (ISO : 2-Methylenesuccinic acid)

経緯

上記化学物質は、現在、毒物又は劇物に指定されていないが、今般、事業者より、農薬登録申請に基づき、原体の毒性データが提出され、別添の結果が得られた。

用途

農薬（摘花・摘果剤）、合成樹脂原料、塗料

物理的・化学的性質

別添 1 を参照

毒性

別添 2 を参照

事務局案

2-メチリデンプタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤については、「劇物」に指定することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英 語 名) 2-Methyliden butanedioic acid (日本語名) 2-メチリデンプタン二酸 (別 名) メチレンコハク酸
CAS 番号	97-65-4
化学式	C ₅ H ₆ O ₄
分子量	130.10
物理化学的性状	
外観	白色結晶性粉末
沸点	268℃
融点	162～164℃
密度	1.630 g/cm ³
相対蒸気密度	—
蒸気圧	11945.7×10 ⁻⁶ Pa (=89.6×10 ⁻⁶ mmHg) (25℃)
溶解性	水：83 g/L、 オクタノール / 水 分配係数 (log P)：-0.4 (25℃)
引火性及び発火性	発火点：430℃、常温で発火しないと考えられる。
安定性・反応性	常温で安定、常温で反応性なし。
換算係数	—
国連(UN)番号	—
国連危険物輸送分類	—
EC / Index 番号	202-599-6 / —
EU GHS 分類	未収載

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂, ♀ >2,000 mg/kg	OECD TG 420, US EPA OPPTS 870.1100, * 1 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂, ♀ >2,000 mg/kg	OECD TG 402, US EPA OPPTS 870.1200, * 2 GLP 準拠
急性吸入毒性	—	省略 ・当該物質は、くん蒸剤、 くん煙剤等当該農薬の有 効成分を気化させて使用 しないため。 13 生産第 3986 号の 4. 試験成績の提出の除外に ついて（2）の③のイ	—
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性 : ♂ なし（極く 軽度の刺激 性）	OECD TG 404, US EPA OPPTS 870.2500, * 3 GLP 準拠
	ウサギ	<u>眼刺激性 : ♂ 重篤な損傷</u>	OECD TG 405, US EPA OPPTS 870.2400 * 4 GLP 準拠

* 1 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 消安第 10015 号）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-1

* 2 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 消安第 10015 号）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-2

* 3 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 消安第 10015 号）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-4

* 4 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 消安第 10015 号）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-5